

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

札幌市職員特殊勤務手当条例（平成 11 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業で規則で定めるものに従事した職員

(2) 第 3 条第 2 項中「作業に従事した日 1 日につき 240 円」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第 1 号から第 3 号までに規定する職員 作業に従事した日 1 日につき 240 円

(2) 前項第 4 号に規定する職員 作業に従事した回数 1 回につき 380 円

(3) 附則第 12 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

ヒグマの捕獲、処分、痕跡調査等に従事した職員に対して特定危険作業手当

を支給する等のため、本案を提出する。